

PARK INFORMATION

県立敷島公園水泳場 屋内 50m プール 観客席の一般利用時の開放制限について

平素より県立敷島公園をご利用いただき誠にありがとうございます。
表記の件について、以下にお知らせいたします。

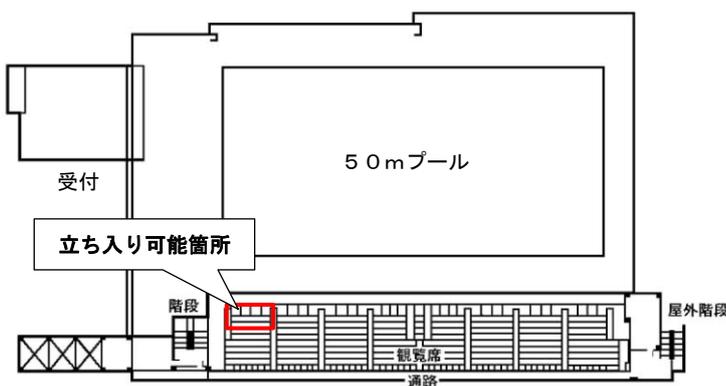
現在、50m プールの観客席につきましては、全体的に経年劣化が進行しているため、補修の段取りを進めており、安全確保を最優先としながら利用制限を行っています。但し、劣化が少ない一部の箇所については安全状態を確認した上で立ち入り可能箇所として開放することになりましたので、以下に当該エリアと立ち入りの際ルールをご案内いたします。

記

1. 一般利用者の付き添い目的とした観客席利用について

- ・ 下図における赤枠内を立ち入り可能箇所として開放します。
- ・ 右下の写真のように、立ち入り可能箇所には赤テープでマーキングがされています。
- ・ 個人利用の際に、観客席からの見守り等をご希望される方は受付にお申し付けください。見学証の発行を行います。

【注意事項】：怪我の可能性があるため、立ち入り可能箇所（赤枠）の外に出ることは禁止です。
プールサイドへの声掛け及び指導等は禁止です。
盗撮防止のため、カメラ等（スマートフォン・携帯電話含む）での撮影は禁止です。
水分補給以外の飲食は禁止です。
※その他、スタッフの指示に従ってください。



2. 大会主催者様へ（大会開催時の観客席の運用について）

- ・ 原則、観客席の利用範囲に制限を設けている状況ですが、大会開催にあたっての観客席利用につきましては、主催者様のご判断にて対応される場合この限りではありません。
- ・ 上記にあります通り観客席の劣化が進行しているため、広範囲に利用をされる場合には、主催者責任の範囲として不測の事故や怪我が発生しないように、十分な見回りや注意喚起などを基本的な条件とし、安全第一でのご利用をお願い申し上げます。

以上

お問合せ連絡窓口

群馬県立敷島公園 指定管理者 敷島パークマネジメント JV

公園管理事務所 027-234-9338（担当：岡田） 水泳場 027-232-7871（担当：吉田、吉野、大館）